

「千葉市中小企業者向け支援金」の申請受付を開始します！ ～国の支援金等の対象外となる事業者向けに市独自の支援金を創設～

千葉市では、感染症拡大による外出自粛・時短要請等の影響を受けた事業者向けに創設した市独自の支援金の申請受付を5月31日から開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

国は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による飲食店時短営業・外出自粛の影響を受けた事業者向けに「一時支援金」「月次支援金」を実施していますが、国の支援金の対象外となる事業者向けに市独自の支援金として、「千葉市中小企業者一時支援金」と「千葉市中小企業者月次支援金」を創設しました。

2 事業の特色

2つの支援金を「千葉市中小企業者向け支援金」と総称し、一回の申請で2つの支援金をまとめて申請することを可能としました。

2つの支援金を一申請とすることで、申請毎に必要な申請書や重複する確定申告書類等の提出を省略し、事業者の申請書作成にかかる労力を削減しております。

さらに、2つの支援金にかかる書類審査を同時に行うことで、給付までの時間短縮にも繋がります。

3 受付期間

令和3年5月31日（月）～8月31日（火）

4 申請方法

オンライン又は郵送で申請してください。2つの支援金が一度に申請できます。

※感染症拡大防止の観点から、窓口での受付はありません。

(1) オンライン申請

以下のホームページから申請してください。

【法人向け】 URL : <https://amarys-jtb.jp/chibacity1/>

【個人事業主向け】 URL : <https://amarys-jtb.jp/chibacity2/>



【法人向け】



【個人事業主向け】

(2) 郵送申請

以下の宛先に必要事項を記入の上、郵送してください。

〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目15番11号 IMI 千葉富士見ビル4階
千葉市中小企業者向け支援金事務局

申請書類は、市役所本庁舎（2F 産業支援課）、区役所に配架しています。

また市ホームページからダウンロードが可能です。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021chibashiichijishiennkin.html>



【市HP】

5 問い合わせ先

千葉市中小企業者向け支援金事務局（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）

電話 043-202-1821（平日8:30～17:30）

6 添付資料

千葉市中小企業者向け支援金チラシ

【参考】 給付対象者等

区分	(令和3年1月～3月の事業収入減に対して) 千葉市中小企業者一時支援金	(令和3年4月・5月の事業収入減に対して) 千葉市中小企業者月次支援金
給付対象	以下の①～⑤のすべてに該当すること。 ①令和2年12月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等（個人事業主を含む）。 ②国の一時支援金・月次支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金の対象としない。 ③令和3年1月から令和3年5月までの間で、対象月の売上が前年同月比あるいは前々年同月比20%以上50%未満減少している（1～3月は任意の1か月で判定）。 ④対象月の売上減少額が給付額以上ある（1～3月は合計額で判定）。 ⑤引き続き千葉市内で事業継続の意思がある。	
給付額	1～3月分：15万円	4月分：5万円、5月分：5万円